

○ 西いぶり広域連合個人情報保護・行政不服審査会の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例施行規則

〔平成28年3月18日〕  
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、西いぶり広域連合個人情報保護・行政不服審査会の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例（平成28年条例第1号）の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第2条 この規則の施行については、室蘭市個人情報保護・行政不服審査会の設置及び行政不服審査に係る費用負担に関する条例施行規則（平成16年室蘭市規則第43号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(西いぶり広域連合個人情報保護条例施行規則の一部改正)

2 西いぶり広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第5号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「処分又は決定」を「処分又は裁決」に改める。

様式第6号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「処分又は決定」を「処分又は裁

決」に改める。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第10号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「処分又は決定」を「処分又は裁決」に改める。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

様式第14号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「処分又は決定」を「処分又は裁決」に改める。

様式第15号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「処分又は決定」を「処分又は裁決」に改める。

様式第17号中「あて先」を「宛先」に、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

様式第19号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「処分又は決定」を「処分又は裁決」に改める。

様式第20号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「処分又は決定」を「処分又は裁決」に改める。

様式第22号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(西いぶり広域連合情報公開条例施行規則の一部改正)

3 西いぶり広域連合情報公開条例施行規則(平成19年規則第7号)の一部を次のように改める。

第8条(見出しを含む。)中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「処分又は決定」を「処分又は裁決」に改める。

様式第4号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「処分又は決定」を「処分又は裁決」に改める。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第9号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請

求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「処分又は決定」を「処分又は裁決」に改める。

様式第10号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

#### 附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。